

令和6(2024)年度 税制改正要望について

2023年8月
金融庁



令和6（2024）年度税制改正要望における主要要望項目

1. 「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現

- NISAの利便性向上等
- 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
- 金融所得課税の一体化〔農林水産省・経済産業省が共同要望〕

2. 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現

- クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し
- 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長
- 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットイング

3. 保険

- 生命保険料控除制度の拡充

4. 暗号資産

- 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し〔経済産業省が共同要望〕

1. 「資産所得倍増プラン」及び 「資産運用立国」の実現

◆ NISAの利便性向上等

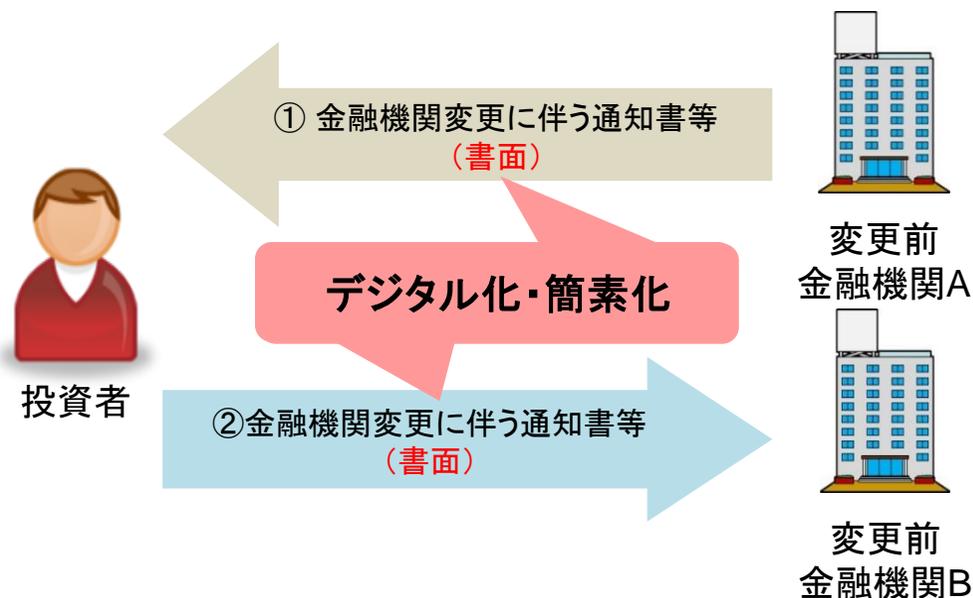
【現状及び問題点】

- 「資産所得倍増プラン」を受け、昨年の税制改正においてNISAの抜本的拡充・恒久化が実現し、2024年1月から新しいNISAが開始される。
- 5年間でNISA総口座数・買付額を倍増させる目標達成に向け、**新しいNISAの利便性向上等**のため、**デジタル化が十分に進んでいない手続き等について、更なる改善を図る必要**。

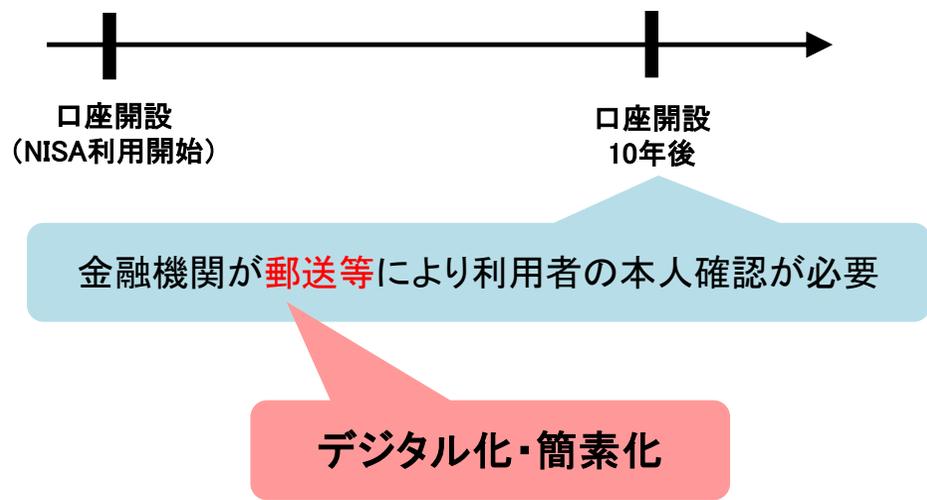
【要望事項】

NISAの利便性向上等のため、更なるデジタル化を含め、所要の措置を講ずること。

◎ 金融機関変更時の手続きにおけるデジタル化の促進



◎ 口座開設10年後の所在地確認におけるデジタル化の促進



◆ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し

【現状及び問題点】

- **上場株式等による物納**については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、**一部の利用に限られている**。
- また、相続財産となった上場株式等は、原則、相続時点の時価^(※)で評価され、相続後の株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられる。
(※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生日、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- このように、上場株式等の相続税に係る課題が、**国民の資産選択に歪み**を与えているといった指摘がなされているところ。

【要望事項】

物納に係る手続について、納税者が利用しやすいよう特例を措置すること。また、国民の資産形成において、税制が資産選択に歪みを与えることが無いよう、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。

物納に充てることのできる財産の種類と順位

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、 上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

ただし、物納については、「延納によっても**金銭で納付することが困難な金額の範囲内**であること」等の要件があり、税務署長の許可を得る必要があるため、**利用実績が限定的**。

納税者が利用しやすい納税環境を整備する一環から、換金性の高い上場株式等については、**物納の特例**を措置すること。

◆ 金融所得課税の一体化 〔農林水産省・経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、**デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず**、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- **特に、デリバティブ取引**については、ヘッジや分散投資として活用されることで、**家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待**されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

【要望事項】

証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所が2020年7月に実現したことを踏まえ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備を図り、家計による成長資金の供給拡大等を促進する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

← 現在、損益通算が認められている範囲

【令和5(2023)年度税制改正大綱(抜粋)】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

2. 「世界・アジアの国際金融ハブ」 としての国際金融センターの実現

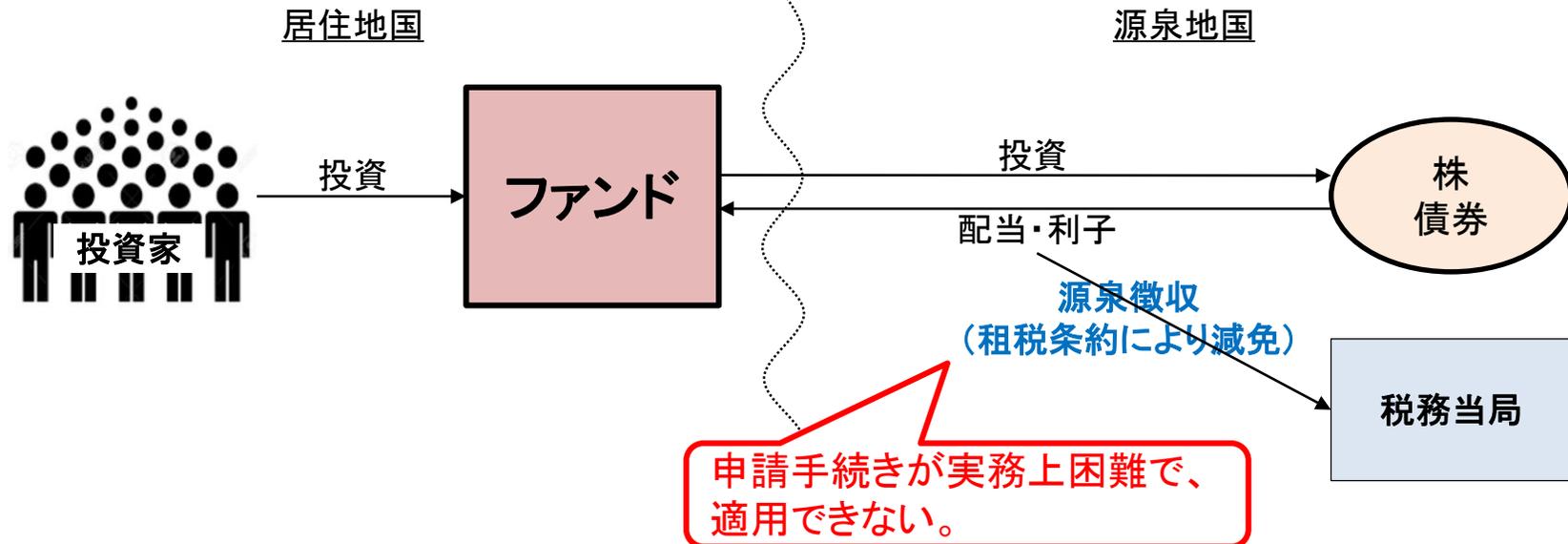
◆ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

【現状及び問題点】

- 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。
- しかしながら、**ファンドを介したクロスボーダー投資**については、原則として、ファンドレベルではなく、受益者である投資家レベルで租税条約の申請手続きをすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、**投資家レベルで申請手続きを行うことが実務上困難**であり、**租税条約を適用することができない**状況にある。

【要望事項】

ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約を適用することができるよう所要の措置を講ずること。



◆店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長

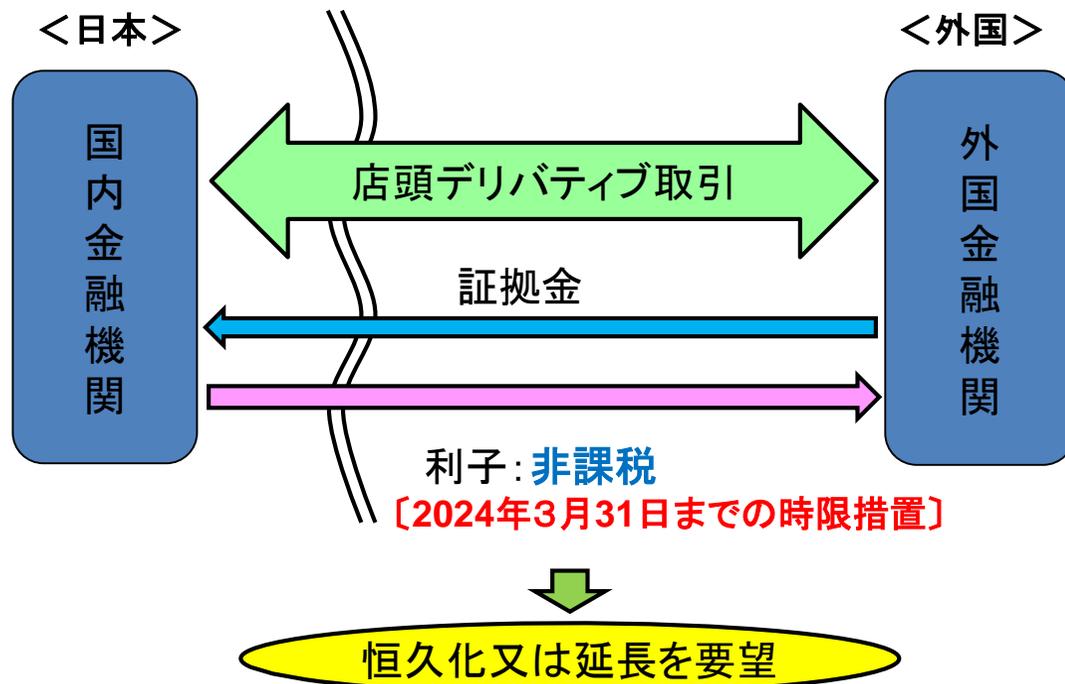
【現状及び問題点】

- 金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差入れられた証拠金に利子を付するのが通例。
- 諸外国においては、当該利子に係る源泉徴収が不要とされており、わが国においてもイコールフットイングを図る観点から、平成27(2015)年度税制改正において、当該証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられているところであるが、2024年3月31日までの時限措置とされている。

【要望事項】

店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化又は延長すること。

【現行】



◆ 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットイング

【海外支店と海外子会社の税務上の取扱い】

- 国際課税ルールにおいては、課税上、**支店と子会社を同等に取り扱うのが**今般の潮流。

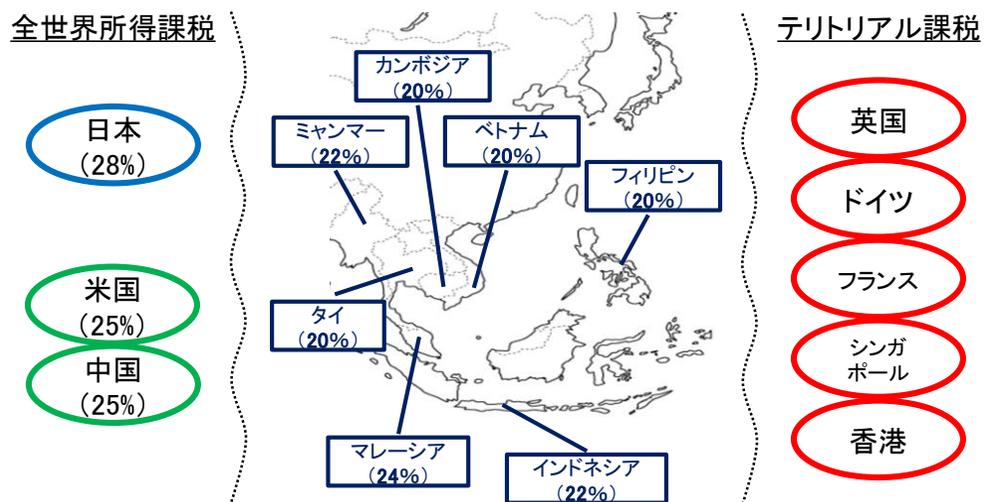
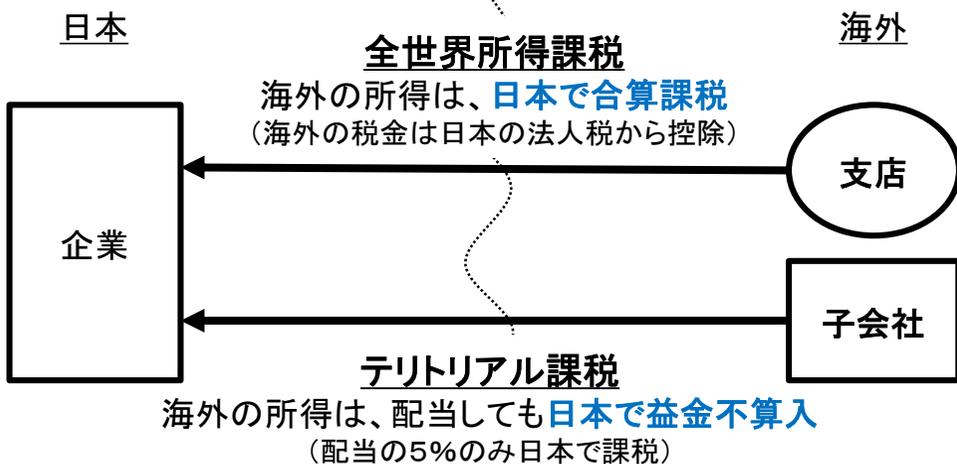
(注) OECDの新国際課税ルールにおいても、支店を一の構成事業体として、子会社と同等に取り扱うこととされている。

- 一方、**我が国の税法は**、海外支店について「全世界所得課税」、海外子会社について「テリトリアル課税」を採用しており、**支店と子会社で税務上の取扱いが大きく異なる。**

(注) 英国、ドイツ、フランス、シンガポール、香港は、海外支店についても、「テリトリアル課税」を採用している。

【海外進出における具体的な影響】

- 海外進出する場合の海外の所得について、**子会社形態**による場合は、**配当しても日本で益金不算入**となる一方、**支店形態**による場合は、**日本で合算課税**されることとなる。
- 例えば、下図のアジアの国々に進出する場合、**子会社が20~24%の課税**となる一方、**支店が28%の課税**となり、他の主要国の企業が進出する場合と比較して、**我が国の税負担は、最も重くなる。**
- 特に、**銀行については**、海外進出にあたり、支店形態を選択するケースが多く、**税負担の観点から、国際課税のルールが大きな問題**となりうる。



【要望事項】

銀行の国際競争力の観点から、海外進出における**支店と子会社形態**の税制上の**イコールフットイング**を図ること。

3. 保險

◆ 生命保険料控除制度の拡充

【現状及び問題点】

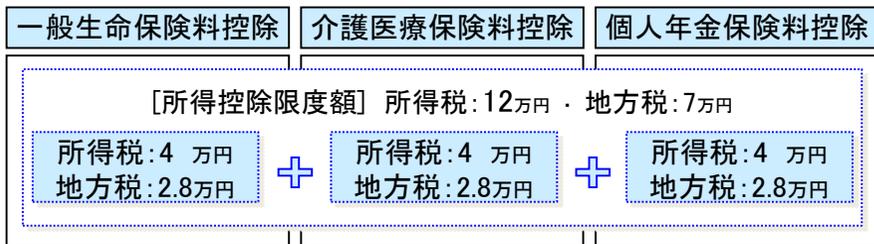
- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払保険料の中から、一定額の所得控除が可能。
- **遺族保障は、将来の遺族の生活費やこどもの教育費用への備えとして重要**であり、また、人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要である。
- こうした状況下において、**生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなもの**となっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

【要望事項】

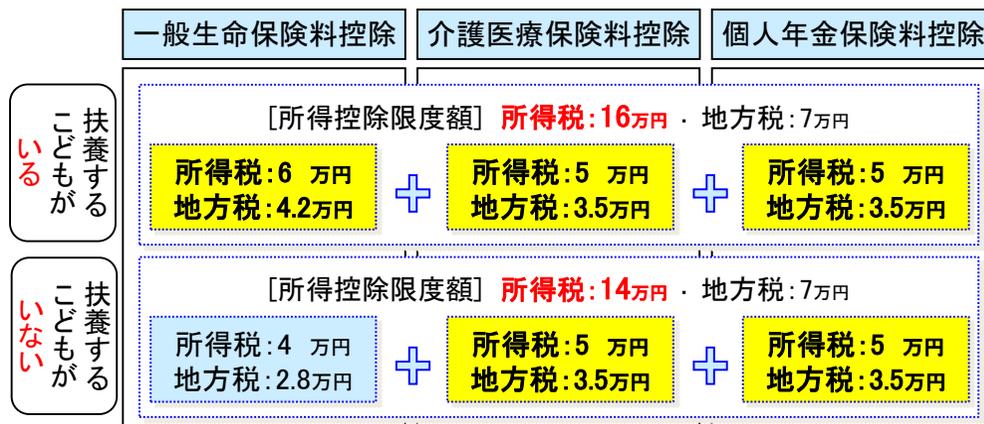
生命保険料控除制度の拡充について、扶養するこどもの有無に応じた区分を設ける等、下記の通り要望する。

【現行制度】

※2012年1月以降の契約について



【要望する制度】



こどもが
いる

こどもが
いない

4. 暗号資産

◆ 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し 〔経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

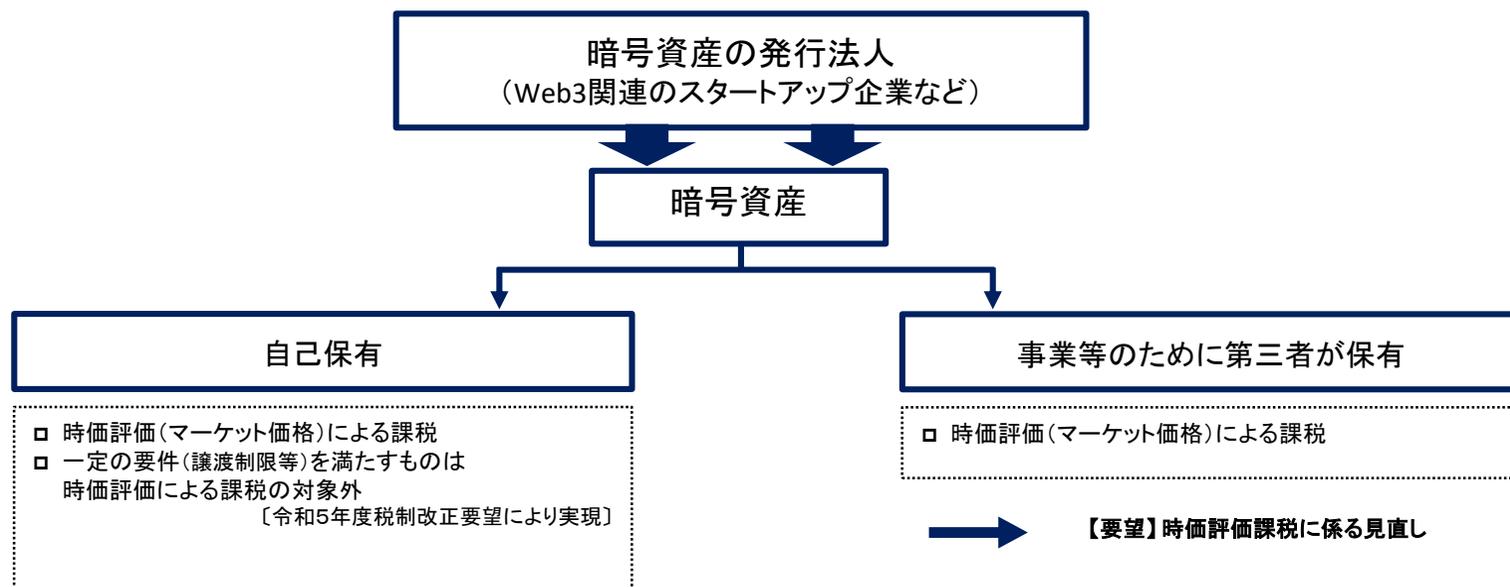
- 内国法人が有する**暗号資産**(活発な市場が存在するもの)^(注)については、税制上、**期末に時価評価し**、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。

(注)一定の自己発行の暗号資産を除く(令和5年度税制改正により措置)。

- こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、**暗号資産を継続的に保有するような内国法人**に対して、**キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力がない)中でも課税**がなされるものとなっている。

【要望事項】

Web3推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する観点から、法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税に係る見直しを進めること。



〔その他の要望項目〕 ◆は日切れ関連

- ◆ 日本版スクークに係る非課税措置の延長
- ◆ 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長〔財務省が共同要望〕
- ◆ 金融機能強化法に基づく資本参加や資金交付に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◆ 協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長〔財務省が共同要望〕
- ◆ 地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長〔内閣府主担〕
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の
非課税措置の延長〔厚生労働省、農林水産省が共同要望〕

〔その他の要望項目〕

- ◇ トークン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置
- ◇ スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度(事業成長担保権)の創設に伴う所要の措置【事項要望】
- ◇ 種類株式に係る課税上の取扱いの明確化
- ◇ エンジェル税制の拡充(信託からLPSを通じた投資の対象化)等〔経済産業省主担〕
- ◇ 経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置〔農林水産省主担〕
- ◇ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持
- ◇ 市場・開示制度等の見直しに伴う所要の措置【事項要望】
- ◇ OECDの新国際課税ルールに係る所要の措置【事項要望】
- ◇ サステナブルファイナンス分野における所要の措置【事項要望】